

香芝市情報公開条例及び香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第12号

香芝市情報公開条例及び香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(香芝市情報公開条例の一部改正)

第1条 香芝市情報公開条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「又はその写しの交付その他実施機関が定める方法」を「若しくは交付又は電磁的記録媒体に複製したものの交付(当該行政文書が、音声又は映像により記録されている場合を除く。)」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては」を加える。

第17条第1項ただし書中「写しの交付」を「当該行政文書の写し並びに当該行政文書を印字装置により出力したものと及び電磁的記録媒体に複製したものの交付」に改め、同条第3項中「写し」の次に「並びに行政文書を印字装置により出力したものと及び電磁的記録媒体に複製したもの」を加える。

別表中

別表中	文書又は図画	複写機による写しの交付	単色刷り	1枚につき 10円
			多色刷り	1枚につき 100円
	電磁的記録	印字装置により出力したものの交付	単色刷り	1枚につき 10円
			多色刷り	1枚につき 100円

を

を	文書又は図画	複写機による写しの交付	単色刷り	1枚につき 10円	に改め
			多色刷り	1枚につき 50円	
	電磁的記録	印字装置により出力したものの交付	単色刷り	1枚につき 10円	
			多色刷り	1枚につき 50円	
	光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可		該当する電磁的記録媒体の実費相当額		

	能なものに限る。)に複写したも のの交付	
--	-------------------------	--

る。

(香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「50円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(香芝市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の香芝市情報公開条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に開示決定をした開示請求に係る開示手数料について適用し、同日前に開示決定をした開示請求に係る開示手数料については、なお従前の例による。

(香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に開示決定をした開示請求に係る手数料について適用し、同日前に開示決定をした開示請求に係る手数料については、なお従前の例による。